

■ 託送供給約款上の需要家の責任に関する項目

- 1 お客さまが弊社とご契約いただく場合、管轄する電力会社（以下「一般送配電事業者」という。）の託送供給等約款上の需要者として、託送供給等約款を遵守いただきます。なお、託送供給約款とは、一般送配電事業者が電気事業法の規定にもとづき、経済産業大臣の認可を受けた託送供給約款または経済産業大臣に届け出た託送供給約款をいいます。
- 2 お客さまには、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、弊社が一般送配電事業者に提供することを承諾いただきます。また、お客さまは、一般送配電事業者が必要とする場合には、一般送配電事業者所定の様式の承諾書等を弊社または一般送配電事業者に提出し、一般送配電事業者所定の様式の申合書等を一般送配電事業者と締結するものとする。
- 3 お客さまが電気設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等に従い、かつ、一般送配電事業者が定める系統連系技術要件を遵守し、技術的に適当と認められる方法によって連系いただきます。
- 4 お客さまが電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合には、お客さまにて無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とする電気については、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- 5 お客さまには、一般送配電事業者が接続供給の実施にともない一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等にご協力いただくことがあります。
- 6 お客さまは、一般送配電事業者が系統運用上の制約その他によってお客さままたは弊社に給電指令を行う場合、当該給電指令に従っていただきます。
- 7 お客さまが進相用コンデンサを取り付ける等、供給地点における力率を一般送配電事業者が託送供給等約款に定める値以上に保持するものとする。また、お客さまが進相用コンデンサを開放する等、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにご協力いただきます。なお、一般送配電事業者が技術上必要とする場合には、お客さまには進相用コンデンサの開閉および接続する進相用コンデンサ容量に関して、一般送配電事業者とご協議いただきます。
- 8 お客さまは、弊社の責によらず下記（１）～（５）に規定する原因により第三者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、必要な調整装置または保護装置をお客さまの需要場所内に施設していただきます。
 - （１）負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - （２）負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - （３）負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生じる場合
 - （４）著しい高周波または高調波を発生する場合
 - （５）その他（１）、（２）、（３）または（４）に準ずる場合
- 9 上記８が適用される場合で、特に必要があり一般送配電事業者が供給設備の変更または専用供給設備の施設を行う場合には、お客さまに当該費用をご負担いただきます。
- 10 お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用する場合も、上記８に準ずるものとする。
- 11 お客さまは、弊社との電気の需給に係る接続供給のために、一般送配電事業者がお客さまの需要場所に、引込線、接続装置、変圧器等の供給設備ならびに通信設備等を施設する場合および計量器、その付属装置および区分装置等を取り付ける場合には、その施設場所または取付場所を一般送配電事業者に無償で提供等するものとする。

- 1 2 お客さまには、次の場合には、すみやかに一般送配電事業者または一般送配電事業者の指定する者にその旨を通知いただきます。
- (1) 需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - (2) お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
 - (3) お客さまが、一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合および物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合
 - (4) お客さまが、電気工作物（自家用電気工作物を除く。）の変更の工事を行った場合で、その工事が完成したとき
- 1 3 お客さまは、一般送配電事業者が必要とする場合には、開閉器の操作方法等について一般送配電事業者とご協議いただきます。